

もっと知りたい！

藤岡市のこと

健康寿命日本一への取り組み

健康マイレージ事業の推進

市は健康寿命※日本一を目指し、市民が楽しみながら健康づくりに取り組めるよう、健（検）診などに参加するとポイントが貯まる「健康マイレージ事業」を推進しています。貯めたポイントでお得な特典と交換することができます。

いつまでも元気に過ごすために、定期的に市の特定健診やがん検診、健康講座に参加し、健康寿命を伸ばしましょう。

「10年、20年先の都市環境を創造するまちづくり」をテーマとした藤岡市の施策を紹介します。

問い合わせ 健康づくり課(☎④2808)

対象者 市内在住の18歳以上の人(18歳で高校などに在学している人を除く)

対象事業

- ▷各種健（検）診事業
- ▷そのほか健康講座など

特典

- ▷市ゴミ袋セット
- ▷藤岡市産野菜など

その他

詳細は市ホームページ(右記2次元コードを読み取り)を確認してください



※健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間



困ったときの9月の無料相談

日常生活に関する悩み事、困り事の相談を無料で受けます。相談員は各分野の専門家で、秘密は厳守します。

相談	日時	会場	予約	問い合わせ
法律相談	5日(金)・19日(金)・25日(木) 午後1時～4時	市役所本庁舎 25日は地域づくりセンター鬼石	下記期日から電話またはふじおか電子申請受付システム(右記2次元コードを読み取り)で予約 ▷5日=8月22日(金) ▷19日=9月5日(金) ▷25日=9月11日(木)	地域づくり課 (☎④2211) 
行政相談	10日(水)・17日(水)・18日(木) 午後2時～4時	市役所本庁舎 18日は地域づくりセンター鬼石	当日会場へ(予約不要)	
人権相談	12日(金)・18日(木)・26日(金) 午後1時～3時	市役所本庁舎 18日は地域づくりセンター鬼石	当日会場へ(予約不要)	
心配ごと相談	10日(水)・24日(水) 午後1時～4時	総合学習センター北棟	当日会場へ(予約不要)	市社会福祉協議会 (☎②5647)
ボランティア相談	毎週月～金曜日、13日(土) 午前8時30分～午後5時	総合学習センター南棟	予約不要 ▷相談方法=電話・面談	
青少年相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時 毎週土・日曜日 午後1時～4時	青少年センター (教育庁舎内)	予約不要 ▷相談方法=電話・面談・LINE (アカウント名:藤岡市青少年センター)	青少年センター (☎④4150)
教育相談	毎週火・木・金曜日 午前9時～午後4時	教育研究所 (教育庁舎内)	予約不要 ▷相談方法=電話・面談	教育研究所 (☎③9801)
家庭児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時	保健センター	予約不要 ▷相談方法=電話・面談	子育て応援課 (☎④2268)



『鬼石で深まる移住者交流』

地域おこし協力隊に着任して3年目になるこの夏、宿願の畑おこし活動に着手しました。季節の野菜をテーマに、「採る」と「植える」を同時に行う群馬横断農業体験ツアーを開催しました。

午前の部では、桐生市の畑まで行き、ジャガイモを掘ってサツマイモの苗を植えました。参加者には畝作りからマルチシート張りまで、本格的な農作業を体験してもらい、採れたてのジャガイモはその場で蒸して試食しました。午後の部では、収穫したジャガイモを鬼石のゲストハウスに持ち帰り、農園で採れた野菜をたっぷり入れたカレーを作りました。移住検討中の家族や既に移住して来た人も交え、楽しい夕食会となりました。笑顔いっぱいのコミュニティ空間を今後も企画していきたいと思います。

地域おこし協力隊
星野 貴男



協力隊の活動
はこちら

問い合わせ 鬼石振興課(☎⑤3111)

人権を考える人種・民族差別の解消

現代の日本社会は、多様な人種や民族が共に生活する社会へと変わりつつあります。観光や留学、就労のために来日する外国人が増加し、私たちはさまざまな文化や価値観を持つ人々と共に暮らすようになりました。その中で、人種や民族を理由とした差別や偏見が問題となっています。私たち一人一人がこの問題を認識し、解消に向けた行動を取ることを求められています。

人種・民族差別の現状

人種・民族差別とは、肌の色・国籍・文化的背景・宗教・言語などの違いを理由に、特定の集団や個人が不当な扱いを受けることを指します。その形態はさまざまで、言動による直接的な差別だけでなく、外国人やその子どもが日常生活や職場、学校などで偏見を感じたり、不平等な扱いを受けたりするといった間接的な差別もあります。

また、近年、在日外国人の増加に伴い、文化や言語などの違いを理由に誤解や偏見が生じるトラブルが増えています。インターネット上では、特定の民族や国籍を標的にした差別的な言動やデマが拡散されることも問題となっています。

法的な取り組みと課題

人種・民族・宗教・国籍・性別などをおとしめたり、それらへの差別をおおったりする言動を抑制する取り組みとして、平成28年に「ヘイトスピーチ解消法(通称)」が施行されました。しかし、法律だけでは差別を完全になくすることはできません。差別や偏見はしばしば無意識のうちに行われ、気付かぬうちに他者を傷付けてしまう場合があります。こうした問題を解決するために、教育や啓発活動を通じて、人権感覚・人権意識を高めることが求められます。

共に生きる社会を目指して

人種・民族差別をなくすためには、文化や生活習慣などの違いを理解し、それらを尊重することが大切です。その上で、全ての人が対等な存在であることを常に意識しなければなりません。また、固定観念に基づき、無意識のうちに差別的な言動をしていないか、相手を傷つける言葉を使っていないか、振り返る必要があります。さらに、インターネット上の情報をうのみにせず、正しい知識を得ることも大切です。

多様な人種や民族の共生は、社会をより豊かにします。多様な文化が共存することで、新しい価値観や考え方が生まれます。在日外国人との交流を促進し、相互理解を深めることで、多文化共生・共創社会の実現を目指していきます。

問い合わせ 生涯学習課(☎②6888)